

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊今津駐屯地
第397会計隊今津派遣隊長 山下 史織

令和7年5月19日付公告（公告第33号）した内容における仕様書の記載事項について、下記のとおり変更する。

記

○ 変更前

仕様書2/5

4 工事概要

機械設備工事 新設工事 バスパネル 15 m²

○ 変更後

仕様書2/5

4 工事概要

機械設備工事 新設工事 バスパネル 30 m²

仕様書

- 1 名称： 今津 (7) 体育館男性シャワー室改修
 2 場所： 滋賀県高島市今津町今津 (今津駐屯地)
 3 期 間： 契約締結日 ～ 令和7年10月31日 (金)
 4 工事概要：

建築工事	新設工事	仮設工事	1 式
	撤去工事	照明器具	3 台
電気設備工事	新設工事	LED照明器具	3 台
		硬質ビニル電線管	4m
		メタルモール	6m
		プルボックス	2 個
		リモコン線	10m
		給水金具、シャワー	3 か所
撤去工事	ラジエター	1 式	
	混合水栓	3 組	
	給湯器 (配管カバー含む)	1 台	
	SGP 管 (給水管)	3m	
機械設備工事	銅管	18m	
	SGP 管 (ガス管)	4m	
	保温材	5.5m	
	止水栓	6 か所	
	バスパネル	30 m ²	

* 使用材料は同等品以上を使用すること。

5 適用仕様

本仕様は、本仕様書・図面及び「公共建築工事標準仕様書 (建築、機械設備、電気設備工事編) (以下、標準仕様書)」 「公共建築改修工事標準仕様書 (建築、機械設備、電気設備工事編) (以下、改修標準仕様書)」及び、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施工規則」等の関係諸規則による。

6 一般事項

(1) 本工事は、本仕様書・標準仕様書・改修仕様書・図面及び関係諸規則等に基づき、監督官の指示により実施するものとし、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に準じ、丁寧かつ確実に実施するものとする。また整備において、図面及び仕様書に明記無き事項でも作業上当然必要なことは請負業者の負担において良心的に行うものとする。その他不明な事項、提出書類等疑義が生じた場合はその都度係官と協議し指示に従うこと。

- (2) 「監督官」とは、官側の監督職員とし、「請負者」とは当該工事請負契約の請負者又は契約書等の規定により定められた現場代理人をいう。
 (3) 工事に伴い解体した部分は在来にならない、納まりよく補修するものとする。
 (4) 施工に際し、本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、また軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。
 (5) 着工に先立ち工程表を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。

(6) 現場管理・安全管理

- ア 請負者は、工事の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して現状復旧する。
 イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
 ウ 本工事で使用する材料は、全て新品とし、JIS規格及び各種協会規定、メーカー規定に合致したものを選定し、監督官の承認を受ける。使用前に監督官の検査を受け、合格のみを使用すること。
 エ 現場代理人は管理能力を有する者とし、設計図書に基づく工程の管理、施工状況の検査及び材料の試験等および作業員への作業工程の周知等を行なう。
 オ 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。
 カ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握せるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。
 キ 工事に際し、既設部分への養生等が必要と思われる箇所については、適切な養生を実施すること。

(7) 電気・水道・火気等の使用について

- ア 施工に必要な電気・水については、監督官に申し出て監督官の許可する範囲において有料で利用できるものとする。
 イ 原則、工事エリアでの火気使用は厳禁とする。使用する場合は、あらかじめ監督官に申し出て、協議した後、指定した場所において使用するものとする。

(8) 工事エリア以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙を禁止する。

- (9) 本工事は、発生材のうち、鉄屑等有価物については監督官の指示する場所へ集積し官例へ引継ぐこと。その他発生材については、請負者において処分すること。なお、廃棄物として処分する発生材については、建設系廃棄物マニフェスト (A～E票) (写)、廃棄物処理報告書、産業廃棄物処分業証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証を監督官に提出すること。本件単独でマニフェストが作成できない程度の少量の場合の提出書類は、監督官との調整によること。